

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2012 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2012年1月号(J149)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「クラスタシステムのトランスファーチャンバー」特許訴訟、韓国ジュソンが敗訴
- 02 「Motorola RAZR2 V8」による特許権侵害を主張する馬魯彎に敗訴確定
- 03 PChome 出願の「24h 購物」商標、知的財産裁判所が登録認めず
- 04 知的財産裁判所、技嘉の「ON OFF Charge」商標に識別性なしと判断
- 05 カルテル告発、公平交易員会がリニエンシー・ポリシーの関連規定を公布
- 06 經濟部は知的財産権保護の成果を評価  
「知的財産権保護徹底行動プラン」の枠組で ACTA 加入を検討

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連  
贈りものがニセモノのバックとは知らずに転売し告訴された
- 02 著作権関連  
台湾メディアにダメージを与えた FOXY 責任者に懲役1年半の有罪判決

## 今月のトピックス

J111228Y1

### 01 「クラスタシステムのトランスファーチャンバー」特許訴訟、韓国ジュソンが敗訴

韓国のジュソンエンジニアリング（Jusung Engineering Co.,Ltd.、以下「ジュソン」）の特許「群集系統之移転室（クラスタシステムのトランスファーチャンバー）」が株式会社アルバック（ULVAC, INC.）の台湾子会社である優貝克科技股份有限公司（ULVAC TAIWAN, INC.、以下「優貝克」）から請求されていた無効審判が成立し、特許権を取り消すべきとの判断が下されていた件について、最高行政裁判所はジュソンに敗訴を言い渡した。【最高行政裁判所判決-100,判,2213-20111215】

ジュソンは2004年6月経済部知的財産局に対して「クラスタシステムのトランスファーチャンバー」の特許登録を出願し、特許第1249186号特許証書を発給された。特許権の存続期間は2006年2月11日から2024年5月31日までとされていた。その後優貝克は知的財産局に2004年12月に公告された第93112954号「真空処理設備の真空室（真空処理設備の真空チャンバー）」特許と韓国高等裁判所及び最高裁判所がジュソンの同特許について無効と判断した判決書を提出し、ジュソンの同特許が台湾の特許法に違反しているとして無効審判を請求した。知的財産局は審査の結果、ジュソンの同特許は特許法第23条に明らかに違反しているため、「無効審判成立により、特許権を取り消すべし」との処分を下した。

ジュソンはこれを不服として、經濟部訴願委員会に行政訴願を提起したが棄却され、さらに知的財産裁判所に行政訴訟を提起したが再び棄却された。依然不服であるため、最高行政裁判所に上訴を提起していた。

最高行政裁判所の判決書によれば、特許出願に係わる発明は、出願が先になされ、公開若しくは公告がこの出願より後になった発明又は実用新案出願に添付された明細書若しくは図面に明記された内容と同じである場合、特許法第23条規定に基づき特許を受けることができない。（2011.12）

J111220Y1

### 02 「Motorola RAZR2 V8」による特許権侵害を主張する馬魯彎に敗訴確定

モトローラ・ソリューションズ（中国語名：摩托羅拉系統公司、英語名：MOTOROLA SOLUTIONS, INC.）が生産する携帯電話端末「Motorola RAZR2 V8」は特許権を侵害しているとして馬魯彎国際公司（MARUONE INTERNATIONAL INC.、以下「馬魯彎」）に提訴されていたが、知的財産裁判所は馬魯彎の敗訴を確定した。【知的財産裁判所民事判決-99,民專上易,18-20111201】

馬魯彎は2001年1月知的財産局に対して「CCD及びCMOSイメージキャプチャーモジュール追加」実用新案を出願し、同局は2002年6月に実用新案第492593号を公告し、実用新案権の存続期間を2002年6月21日から2011年6月16日までとしていた。

馬魯彎はその後モトローラ・ソリューションズと法定代理人である謝任邦が馬魯彎の同意を得ずに同社の実用新案技術と同じ「Motorola RAZR2 V8」を無断で輸入・販売したとして、「Motorola RAZR2 V8」を中国機械工程学会の鑑定に送ったところ、「Motorola RAZR2 V8」が馬魯彎の請求の範囲【請求項1】に含まれることが認められた。

馬魯彎の請求の範囲【請求項1】とは、「一種 CCD 及び CMOS イメージキャプチャーモジュール追加」である。それには1枚の電気回路基板が含まれ、当該電気回路基板にはイメージセンサ部品（CMOS、CCD）及び関連する電子部品がある。さらに当該イメージセンサ部品の封入体上部には1つのレンズホルダがある。レンズホルダの特徴として、イメージセンサ部品のカップルチップ上方に対応する1つのビューア鏡筒があること、当該ビューア鏡筒で少なくともカップルチップの有効感応エリアを覆い、さらに当該レンズホルダはビューア鏡筒底部の接合部によってイメージセンサ部品を覆って設置され、当該イメージセンサ部品の封入体上部周囲に貼り合わせて封入されていること、並びにこれをレンズ軸線の垂直基準とし、さら

にイメージセンサ部品封入体の予定輪郭線を基準としてレンズ軸線をカップルチップのセンサの中心に投射させることを挙げることができる。

知的財産裁判所は両社の特許製品を分析比較した結果、馬魯彎の実用新案には新規性と進歩性がなく、且つモトローラ・ソリューションズの「Motorola RAZR2 V8」は馬魯彎の申請の範囲の【請求項 1】の文義上もしくは均等論による範囲に含まれないため、実用新案の特許権を侵害していないと判断し、馬魯彎が賠償金 50 万 1 新台幣ドルの支払いを上訴請求することには理由がなく、棄却するとの判決を下した。(2011.12)

## J111219Y2

### 03 PChome 出願の「24h 購物」商標、知的財産裁判所が登録認めず

「オタク経済」が活況を呈している中、ネットサービス業者である網路家庭國際資訊股份有限公司 (PChome Online Inc., 以下「PChome」) は 24 時間以内の配送を保証するサービスのために商品及び役務の区分表第 35 類の「オンラインショッピング」サービスを指定して「24h 購物」商標の登録を知的財産局に出願したが拒絶査定されたため行政訴訟を提起した。知的財産裁判所によると、「24h 購物」が客観的に消費者にとって購入の利便性、迅速性という印象を強調するもので、一般的な広告用語であり、それを役務の出所を識別するための標識とすることはできず、先天的な識別性に欠けている。且つネット利用者は「PChome」或いは「PChome 線上購物」等の商標でオンラインショッピングサービスであることを知りえる。サイト上で一部の商品についてのみ 24 時間内配送サービスを提供しており、「24h 購物」の商標が長期的にオンラインショッピングで使われていたと証明することができないため、後天的識別性に欠け、商標の識別性はない。このため PChome に敗訴を言い渡した。全案件はさらに上訴することができる。【知的財産裁判所行政判決-100,行商訴,100-20111207】

PChome は 2007 年から「24 小时内到貨網路購物服務 (24 時間以内お届けのオンラインショッピングサービス)」を始め、消費者が発注後 1 日以内に届かなければ 100 新台幣ドルの現金を支払うと標榜してきた。PChome は「24h 購物」の文字と図案を商標として登記することを希望している。

PChome の主張によると、消費者は商品の横に「24h 購物」と表示されているのをみれば、すぐに同社が提供する 24 時間配送サービスを連想し、且つその他のオークションサイトではこの種のサービスを提供しておらず、同社が最初に始めたものである。また、ネットの検索エンジンに「24h 購物」と入力して検索すると、大部分は PChome の提供するオンラインショッピングサービスがヒットし、その他の業者は同じ文字の組み合わせでオンラインショッピングの販促を行っていないことがわかる。

一方、經濟部知的財産局によると、「24h 購物」図案における「h」の下部に 3 本の平行線があり、且つ文字が台形の枠内に置かれている。この図案はラインや台形の形が独特ではないため独創性と識別性がない。さらにより多くの消費者がバーチャルな販売経路でショッピングを行うようになってきており、24 時間以内に自宅へ届けるという利便性を強調する単なる「広告文言」にすぎない。

知的財産裁判所は判決書において、当該商標は先天的および後天的な識別性をそなえないため、PChome に敗訴を言い渡した。(2011.12)

## J111213Y2

### 04 知的財産裁判所、技嘉の「ON OFF Charge」商標に識別性なしと判断

技嘉科技股份有限公司 (GIGA-BYTE TECHNOLOGY CO., LTD., 以下「技嘉」) はマザーボードを指定商品として「ON OFF Charge 及び図」商標の登録を出願したが、知的財産裁判所は、同商標の外国語が消費者に「充電の目的を達成」という意味を連想させてしまい、商品の出所又は生産する主体の識別出所を表彰できず、商標全体として識別性がないと判断し、技嘉に敗訴を言い渡した。【知的財産裁判所行政判決-100,行商訴,113-20111124】

2010 年 3 月に技嘉は指定商品を商品及び役務区分表第 9 類の「マザーボード」として「ON OFF Charge 及び図」商標の登録を經濟部知的財産局に対して出願した。知的財産局は 2011 年 4 月に拒絶査定を出し、双方はこれにより訴訟を提起して争っている。

技嘉の主張によると、同商標は外国語「ON OFF Charge」を黒い太線の枠の立体文字とし、文字の間には雷の図案を加え、後方には携帯電話端末がコンピュータに接続される図案がデザインされている。全体的に独創的な識別性があるため、登録が許可されるべきである。且つ「技嘉 ON OFF Charge」というキーワードは二大検索エンジンで検索すると多数ヒットし、有名サイトのオンラインショッピングのページや各サイトの討論区では検索結果の各抜粋がいずれも同商標と関連するリンクやメディアの報道である。「ON OFF Charge」の技術も知名度が高い IT 雑誌で 2010 年度の「プロダクト・オブ・ザ・イヤー」として報道されており、当該領域の関連する消費者にとってはすでに強烈的な識別性をそなえていることは明らかだ。

さらに同商標は台湾で出願してされている他、EU、スイス、日本等の国で登録が許可されている。もしも台湾が異なる基準でその登録を許可しないならば、明らかに「商標法規及び制度の国際化」という世界の潮流と相反する。ましてや EU、スイス、ニュージーランドはいずれも英語圏の先進国であり、英語圏ではない台湾で登録できない理由はないはずだ。

裁判所によると、技嘉は外国語の「ON OFF Charge」と「携帯電話端末をコンピュータ本体の USB ポートに接続している図」を組み合わせた商標について「マザーボード」商品での使用を指定しており、消費者に当該図が「当該商品を使用する際に携帯電話端末を USB 装置に接続すると、コンピュータ上の電力を携帯電話端末に送り充電の目的を達成できる」と直接連想させてしまい、商品の出所又は生産する主体の識別出所を表彰できず、商標全体として識別性がなく、商標法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき登録することはできない。また、商標法の規定はすでに国際化されているが、施行レベルにおいては、国情の違いによって個別案件の審査に差異は生じうるとしている。このため技嘉の主張を棄却した。(2011.12)

## J111202Y4

### 05 カルテル告発、公平交易委員会がリニエンシー・ポリシーの関連規定を公布

公平交易法（公平取引法）の追加条文と改正条文がすでに総統府から公布されている。カルテルについてはリニエンシー・ポリシー（leniency policy）を採用する条文（第 35 条の 1 を追加）と違法行為の課徴金引き上げ（第 41 条の改正）について、公平交易委員会は 2011 年 12 月 2 日にリニエンシー・ポリシーの関連規定を公布した。

公平交易委員会によると、リニエンシー・ポリシーは事業が自主的に同会に対してカルテルの違法事実証拠を提出し、具体的に違法の事実を陳述することで、処罰が免除または軽減することを指す。この制度は競争法（独占禁止法）の主務官庁が証拠を取得し、効果的にカルテルを調査するのに役立つもので、国際競争法の趨勢と OECD の提案を取り入れている。今回の改正条文は特定行為に対する課徴金の上限を引き上げている。事業が公平交易法に違反した場合、通常は最高 2,500 万新台湾ドルの課徴金を課せられるが、違反の類型が独占やカルテルで、違反の状況が重大な場合、当該事業に対して前会計年度の売上高の 10%を課徴金として課することができる。つまり年商 1000 億新台湾ドルの事業の場合、違法行為により 100 億新台湾ドルの課徴金を課せられる可能性がある。

その具体的な内容は以下の通り。一、リニエンシー・ポリシー関連規定については、リニエンシー・ポリシーを適用する事業の数量と資格（現在のところ 5 社。他の事業にカルテルへの参加を強制したり退出を制限したりした場合は申請できない）、申請の時期、手続き及び方法（主務官庁が調査を開始する前後のいずれも申請できる。書面で申請し、事実証拠を添付しなければならない）、申請者が協力すべき事項（守秘義務、主務官庁の指示に従い調査に協力する等）、免除又は軽減される課徴金の金額（状況に応じて 10%から全額まで免除される）等が含まれる。二、課徴金引き上げに関する関連規定については、改正条文規定は独占及びカルテルを行い、且つ違反状況が重大である要件をそなえる場合に適用されるため、関連規定の内容は重大である違反行為の定義（例えば関連する商品の販売額や違法所得が一定額以上）、課徴金の基本額（関連商品の販売額の一定の割合を計算の基本額とする）、加重又は軽減の対象となる事項（例えば犯罪の主導、教唆、再犯、調査への協力）等について明確に規定し、後日公平交易委員会が法を執行する際の依拠とする。

今回公布された条文の施行を通じて、公平交易委員会は一方でリニエンシー・ポリシーの施行によって事業が「内部離反」し、カルテルの事実証拠を自主的に提供することを奨励し、他方では多額の課徴金で不法所得を取り上げ、違法者を取り締まることで、その他の事業に対す

る見せしめとし、今後カルテルに対する誘因を低減して、企業間の望ましい競争を促進し、社会全体と消費者の利益を追求することを目指している。(2011.12)

## J111209Y6

### 06 経済部は知的財産権保護の成果を評価

#### 「知的財産権保護徹底行動プラン」の枠組で ACTA 加入を検討

経済部知的財産局によると、「知的財産権保護徹底行動プラン」を継続するため、経済部では関連部署を招集して今後3年間の行動プランを策定し、2011年12月21日に行政院で承認された。

行政院は2002年から部署を超えた報告会議を設立して「知的財産権保護徹底行動プラン」を推進するための作業を企画・準備し協調して、長年にわたりそれぞれの部署で実施してきた。台湾は模倣品・海賊版の撲滅、教育宣伝、輸出入管制、国際交流の強化等において目覚ましい成果を上げた。2009年からは米国通商代表部(USTR)が台湾を「スペシャル301条」リストから外している他、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の最新報告によると、台湾のソフトウェアの違法コピー率はアジアで日本、シンガポールに続き3番目に低く、ここ5年連続で低下しており、台湾の知的著作権保護が顕著に進展していることがうかがわれる。

同プランの内容は継続的な模倣品・海賊版の調査、教育宣伝、学校内における知的財産権の保護以外に、最近の国際動向に合わせて「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の内容の研究分析を加え、議題の動態をリアルタイムに掌握し、対応策を研究する。また日増しに増えるネット上の知的財産権侵害を有効に阻止するため、健全なネット著作権保護措置、海外サイトに対するブロッキングに関する各国の立法発展動向の研究等の議題を上記プランに加える他、改正された商標法と特許法に合わせて関連規定の改正を推進する等の項目をプランに組み入れている。

同プランには以下の8つの目標がある。

- 一. 健全な知的著作権の政策及び法規で台湾の法制の品質を高める。
- 二. 模倣品・海賊版の調査強化や司法人員に対する専門訓練の実施を強化して知的著作権の保護を実現する。
- 三. 輸出入管制を強化して、模倣品・海賊版の取引を減らす。
- 四. 学校内における知的財産権保護アクションを継続して、校内の知的財産保護を実現する。
- 五. 合法的なコンピュータソフトの使用、ネット著作権の保護強化を推進し、著作使用権許諾システムの確立を指導する。
- 六. 知的財産権に関する教育・宣伝を強化して、国民に知的著作権に対する正しい概念を植え付ける。
- 七. 国際交流・提携を強化して、国際間における台湾の知的財産権保護に対する認識を高める。
- 八. 革新や発明を奨励し、企業が特許を商品化するのに協力して、企業の国際競争力を高める。

そのうち、知的財産権の関連法令の制定、知的財産権の教育・宣伝、国際交流・提携については、経済部が中心となって行う。輸出入管制措置は財政部関税総局が行う。校内著作権保護アクションは教育部が継続して行い、模倣品・海賊版の調査は法務部と内政部警政署等が行う。各部署及び所属機関は法制面、施行面で力を合わせることで台湾により優れた知的財産権保護の環境を確立して、国家全体の競争力を高めていく。

さらに、経済部は「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」への加入も検討する。ACTAは2010月1日東京で米国、カナダ、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ、シンガポール等8カ国により調印されている。今後は司法院、法務部、財政部等の機関とともに関連条文を詳細に検討し、ACTA加入の実現可能性を評価することとしている。(2011.12)

# 台湾知的財産権関連判決例

## 01 商標権関連

### ■ 判決分類：商標

#### I 贈りものがニセモノのバックとは知らずに転売し告訴された

##### ■ ハイライト

知らなければ無罪！高雄市の女性張氏はネットオークションで1200円でグッチ（GUCCI）のブランドバックを販売したので、警察当局によって移送された。知的財産裁判所裁判官は、ブランドバックは張氏の友人からの贈り物であり、張氏が真偽について告知されていず、真正品だと思い込み、2年間使用し続けた後、オークションで1200元と定価したことは合理的で、更にコストの問題もなく、検察側は定価が低すぎることだけで、張氏がそれはニセモノであることを「明かに知っていながら」販売したと認めた証拠が薄弱なので、無罪と判決され確定した。

判決書では、2009年6月17日に張氏はネットオークションで米国の友人から贈ってもらったグッチのバックの販売情報を掲載し、警察当局が発見した後、入札者と装って値段を尋ねたところ、最後に1300元（運賃を含む）で落札し、警察当局がその商品を鑑定に出した結果、ニセモノであると確定したので、商標法によって張氏を送検して法律に従って処罰することにした。

張氏はそのバックは米国の友人からの誕生日プレゼントであり、真偽について告知されていず、ずっと真正品であると思っていたと称した。張氏の夫は妻の友人の夫が歯科医であり、経済がいいので、バックを妻に贈ったとき、その真偽を疑わず、証明を求めなかったのが当然であると証言した。一審の高雄地方裁判所裁判官は、張氏がバックはニセモノであることを「明かに知っていながら」販売したのではないとし、商標法第82条の規定の違反を構成しないと認めたので、無罪と判決した。

高雄地方検察署は不服とし、知的財産裁判所に上訴し、ネットオークションでの対話を提出し、張氏が一向に真偽の質問について回答しなく、売価が新品の市場価格の10パーセントに及ばなく、人情と道理に合わなく、中古品の取引価格にも合わなく、もしバックが真正品であることを認定していたのであれば、現金に転換する売価を上げるべきで、少なくとも質問して来る人が全然いなくなっただけから売価を低くする筈なのに、売価を1200元と定めたので、顕かに真正品ではないことを知っていたと認めた。

裁判官は、張氏のバックにコストの問題がなく、且つ「OUTLET」センターでシーズンオフのブランド品が7割引で販売されているものもあり、更にバックが2年間余りも使用されたので、その売価が一般の市場価格より低くなることは当然であると認めた。（自由時報 20100826/B4）

#### II 判決内容の要約

##### 基礎データ

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】 99,刑智上易,22

【裁判期日】 990614

【裁判事由】 商標法違反

上訴人 台湾高雄地方検察署検察官  
被告 甲○○

主文

上訴を棄却する。

##### 一 事実要約

張氏はネットオークションで米国の友人から贈られたグッチのバックの販売情報を掲載し、警察当局が発見した後、入札者と装って値段を尋ねたところ、最後に 1300 元（運賃を含む）で落札し、警察当局がその商品を鑑定に出した結果、ニセモノであると確定し、商標法によって張氏を送検して法律に従って処罰することにした。

## 二 両方当事者の請求内容

張氏はネットオークションで販売していたグッチのバックが友人からの贈り物であり、それはニセモノであることを知らなかったと主張した。

上訴した検察官はネットオークションにおける対話を提出し、張氏が一向に真偽の質問について回答しなく、売価が新品の市場価格の 10 パーセントにも及ばなく、人情と道理に合わなく、中古品の取引価格にも合わなく、もしバックが真正品であることを認定したのであれば、現金に転換する売価を上げ、少なくとも質問して来る人が全然いなくなってから売価を低くする筈なのに、売価を 1200 元と定めたのは、顯かに真正品ではないことを知っていたので、確かに商標法違反を構成すると主張した。

## 三 本件の争点

本件の争点は張氏がネットオークションでグッチ（GUCCI）のバックを販売する際、その商品はニセモノであることを知っていたか否かにある。

## 四 判決理由の要約

(一) 検察官の上訴趣旨：略する（詳細は判決理由の説明を参照）

(二) 被告は次のことを称していた。前掲の時間、地点で露天、Yahoo オークションで、「chrisliu0311」という ID で上記のバックの写真および販売情報を掲載したことを承認したが、商標法違反の犯行が一切なかったと称し続け、本件の GUCCI バックは米国の友人からの贈り物で、その友人が自分がバックを使用していたこととは称したが、ニセモノであることをいかったので、ずっと真正品だと思って、3 年も使用していたが、経済的問題があるので、オークションでの販売に出した云々と称した。

(三) 判決理由：犯罪事実は証拠によって認定されるべきで、証拠がないときはその犯罪事実を推定することができなく、又、被告は犯罪者であることが証明できない限り、無罪判決にすべきであることは啓次訴訟法第 154 条第 2 項、第 301 上第 1 項にそれぞれ明文が定められている。

又、商標法第 82 条の規定では、「前条商品であることを明らかに知りながら販売し、販売の意図をもって陳列し、輸出又は輸入したものは、1 年以下の有期懲役、拘留、又は 5 万元以下の罰金を科し又は併科する。」となっており、過失を処罰する規定がなく、且つ行為者は他人の商標専用権を侵害したものであることを知りながら、敢えて輸入して販売したことを構成要件となっていて、行為者は客観上模倣品を輸入して販売した行為があったほか、販売したものが模倣品であることについて、主観上明らかに「直接故意」があり、即ち行為者は犯罪が構成する事実（輸入して販売した商品は他人の商標を模倣した商品である事実）について、明らかに知っており、更に故意に基づいて発生させ、且つこの主観犯罪が要件事実を構成し、客観犯罪が要件事実を構成するように、積極的な証拠によって認定すべきであるので、もし積極的な証拠が事実の認定に足りない場合、有利の証拠がなくても、被告に対して有利のものと認定すべきである。

1、検察官は被告がオークションでの価格を 1,200 元にしたことは、顯かに市場価格とは相当しなく、押収されたバックの品質が粗雑で、被告が押収された物は商標模倣商品であることを明らかに知っていたと認めた。ところが、近頃よく見かける「OUTLET」センターで販売されているシーズンオフのブランド品は、通常その価格は表示されている価格の 5 割、4 割、3 割となっており、更に 7 割のものもある。被告はネットオークションでの販売で、使用状況について 1~2 年使用したと記載し、公訴人が提出した入札者の質問資料によって被告は確かに商品が約 2 年余り使用されたと話し、被告がお金が必要なことから、そのバックをオークションで販売することにし、市場価格よりも安くしたことは当然である。それによってオークションの売価は新品の市場価格の 10%にも及ばないだけのこと、被告が商品は商標模倣商品であることを「明らかに」知っていたと認定し難い。

2、公訴人が提出した入札者の質問資料では、真正品であるか否かの質問に対して、「おそらくそうだろう。贈り物だったので、私は使用したことがあり、外観および状況が良好だと返答した。翌日にまた真正品であるか否か、購入証明があるのか否かについてほかの入札者に聞かれたが、「アメリカの友たちからの贈り物で、購入証明がなく、2年余り使用した」云々と返事した（本裁判所ファイル）。それは被告が警察当局に尋問されたときの弁解と一致し、それに劉立偉、張文靜等の人の原審のときの証言とも一致しているので、確かに被告の米国の友人からの贈り物だった。情理からでは、被告が米国の友人からのプレゼントなので、直接それは真正品なのかニセモノなのか、友人に聞く筈がないので、ウェブページにて疑問型の質問に回答したことは情理に反するとは言えず、且つウェブページの資料からでも被告が既に明確にニセモノではないと回答したため、被告が主観上そのバックが真正品であると思った。もし被告がニセモノを販売するつもりだったのであれば、本件の場合、そのニセモノが2年間余りも使用されていたので、1200台湾ドルの市場価格に及ぶ筈があるのか。被告は最初から友人がくれたものが真正品であることを信じ、上記の通りに返答し、質問した入札者の質問にも答え続けたので、被告がその商品は商標模倣商品であることを「明らかに知っていた」とは認定し難い。

3、又、被告は経済がよくないため、バックをオークションで販売することにしたと称し、そのことについて聯合興信センターの信用報告及び低収入家庭補助証明のコピーなどが提出されたので、お金が必要である原因が弁解ではなく、証拠のないことではないことが分かった。公訴人は被告が同時期の2009年6月15日付クレジットカード申請書を提出し、その申請書に「李老師文理補習班」の英語教師で年収50万台湾ドルと記載しているが、被告がそれはクレジットカードの発行銀行に限度を上げるか否かについて聞かれたので、そう記載したわけだと弁解した。調査したところ、クレジットカード申請書の記入は一方向的であり、被告がお金が必要で、クレジットカード発行をスムーズさせるため、信用を拡大し、上記のことを申請書に記入したのであるとの弁解は、全然証拠がないとは言えない。従って、被告の経済がよく、そんなにお金が必要で、真正品であることを認めたバックを急いでオークションで販売する必要がないとは認定し難い。

4、押収された商品は被告の米国の友人の贈りものであり、前記の証拠が証明でき、被告は主観上それは真正品であることを認定し、2年余りそれを使用した後、オークションで販売することにし、定価を1,200台湾ドルと定めたことは、一般的な経験法則、生活経験とも一致し、検察官は被告の定価が低すぎるという理由だけで、被告が商品の出所を査証しなかった旨の指摘について証拠がないものである。商品価格は常に損傷があるか否か、新品なのか、古いものなのか、使用されたものなのか、などによって影響されるので、原審では既に本件の押収商品の価格が低すぎるものではないと論述し、それに被告のバックは友人からの贈りものであり、コストの問題がなく、そのバックも新品ではなく、2年余りも使用されていたので、定価に相当しないとはいえず、そのバックはニセモノであるとの認識があったとの被告に対する不利な認定はし難い。本裁判所は上記事項が既に明確で、上訴書状の記載および公訴人の叙述に証拠があるとは認定し難く、検察官が上訴し原判決が不当であると指摘し、判決を破棄して改めて判決する旨の請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2010年6月14日  
知的財産裁判所第一法廷  
審判長裁判官 李得灶  
裁判官 熊誦梅  
裁判官 王俊雄

## 02 著作権関連

### ■判決分類：著作権

#### I 台湾メディアにダメージを与えた FOXY 責任者に懲役 1 年半の有罪判決

##### ■ハイライト

有名な P2P ソフト FOXY が著作権法違反として起訴され、板橋地方裁判所の裁判官による審理が終わり、FOXY ソフトでダウンロードされた場合、ユーザー端パソコンは「強制享有」機能が設定され、ソフトを提供している業者が違法にダウンロードした間接正犯に等しいと認定し、昨日公開伝達で著作権を侵害した罪として、景昌資訊の責任者李憲明を一年六ヶ月の懲役に処し、罰金七十万台湾ドルを併科するとの判決を下した。

公開伝達により著作権を侵害した罪として判決を下した

RIT 台湾唱片出版事業基金会 (IFPI Taiwan) は昨日、板橋地方裁判所及び板橋地検署が正義を示したことに感謝しているが、Foxy (景昌科技) が台湾音楽及び映画産業に既にダメージを与え、この判決では過去三年半の CD 業者の八十億台湾ドル以上の損失は補填できず、且つ本案は三年以上もかかって一審の判決がようやく宣告されたので、台湾音楽の創作環境に与えた被害の救済は、急を要すると声明した。

時間が随分経っており CD 業者は損失が 80 億台湾ドル以上にもなると主張

インターネットでのメディア享有サイト Kuro とマルチメディアのファイル享有ソフト EzPeer の後の FOXY の件は台湾の第三回目の P2P ソフト訴訟案件である。Kuro、EzPeer と異なり、裁判官は、ユーザーが一旦ダウンロードで FOXY を設置すると、既設のファイルが強制享有され、不特定のユーザーのダウンロードに提供し、毎回ダウンロードした後、直ちに資料をその他のファイルに送ることを除き、ユーザーが自ら「享有」または「享有しない」を選択できないと認定した。

ダウンロードに FOXY ソフトを提供していた FOXY サイトについては、威信誠科技会社の責任者楊朝雨が資金を提供し、景昌資訊の責任者李憲明が経営を担当し、裁判官は、2 人がこのソフトに強制享有の機能があることを熟知しているが、この伝達プラットフォームを提供し、音楽、映画等の資料が大量にダウンロード、享有され、公開伝達の方式で他人の著作権を侵害したと認定した。

判決書では、2 人が FOXY サイトの閲覧数を引き上げるために、サイトで「FOXY ソフトを使用し、キー・ワードを入れるだけで、簡単に必要なファイルが手に入る」等と宣伝し、より多くの広告収益を獲得したとのことであった。裁判官は、検察官が FOXY による著作権侵害の金額が五十億台湾ドルを超えるものと推測したが、計算できる明確な証拠がないと表明した。

悪質なソフト 警察当局の調書も流出

判決書では、威信誠会社が現在既に解散され、責任者楊朝雨も死去し、商工登記資料公示システムに景昌資訊を問い合わせたところ、現在営業停止中である。FOXY ソフトはかつて国内において広く使用されており、警察当局の取調べ調書が流出された事件も発生し、現在公的機関でも公務用パソコンで FOXY をダウンロードすることを明文で禁止している。

資策会科技法律組研究員郭戎晉は、国際上、このようなソフトを享有することが判決になるかどうかは、業者が実質的に利益を得たか否かによると述べた。〔自由時報 20100320/A30 記者鄭淑婷、郭子寧、湯佳玲〕

#### II 判決内容の要約

##### 基礎データ

台湾板橋地方裁判所

【裁判番号】98 年度重易字第 4 号  
【裁判期日】2010 年 3 月 19 日  
【裁判事由】著作権法

公 訴 人 台湾板橋地方裁判所檢察署檢察官  
被 告 景昌資訊科技有限公司

## 主 文

丁○○は共同して無断で公開伝達の方法により他人の著作財産権を侵害したので、有期懲役 1 年 6 ヶ月に処する。

景昌資訊科技有限公司の法人の代表者は、業務執行の時に無断で公開伝達の方法により他人の著作財産権を侵害したので、罰金 70 万台湾ドルを科する。

## 一 事実要約

丁○○は景昌資訊科技有限公司（所在地：台北県永和市○○路○段 84 号 1 F、以下景昌公司と称する）の責任者であり、楊朝雨（既に死去）は威信誠科技股份有限公司（所在地：台北市○○区○○路 328 号 9 F の 4、既に解散された、以下威信誠公司と称する）の責任者である。彼らはその研究・開発し、且つ「Foxy」サイト（サイト <http://www.gofoxy.net/tw/index.shtml/>、設置場所はアメリカ、SoftLayer Technologies Inc. 【以下 SoftLayer 社と称する】）からレンタルし、その後、サイト名は <http://tw.myfoxy.net/> に変更され等の処において、誰でも無料で「Foxy」パソコンプログラムをダウンロードすることに提供し、これは繁体語インターフェイスの P2P パソコンプログラムであり（注：P2P は Peer-to-Peer の簡略した書き方、即ち「P2P 分散式ネットワーク構造」であり、すべての参加者の役割が平等互惠であり、伝統的なホスト・ゲストではない）。

しかし設置過程においてユーザーが当該パソコンプログラムを設置した後、たとえユーザーがパソコンハードディスクまたは外付保存装置（例えば USB、外付ハードディスク等）のファイルの享有を選択しなくとも、そのパソコン内のルートに C:\Program\FilesFoxy\Download 及び C:\ProgramFiles\Foxy、Temp が既設され（注：当該 2 つのファイルではそれぞれ前記パソコンプログラムはユーザーがダウンロードを完成した時にファイルに保存し、及びダウンロード中にファイルを Temp ファイルであると既設されたもの）その中のファイルが提供され、アップロードで享有され、且つユーザーがこのアップロード共有を取消すことができないと告知せずとも、自ら当該ファイル内のファイルのアップロード享有を提供するかについてユーザーに決定させない。丁○○及び楊朝雨は前記パソコンプログラムに前記アップロードの強制享有の機能があり、当該パソコンプログラムのユーザーが許諾を得ずに他人が享有している著作財産権の電子ファイルをダウンロードする可能性があり、またはたとえダウンロードが許諾されても、当該ユーザーが当然再びアップロードし、インターネットでその他の「Foxy」パソコンプログラムを使用している不特定なユーザーの享有に供する許諾を取得するのではないことを知り、且つ彼らは前記パソコンプログラムに一定の許諾確認システムを設計していないことを知っていた（注：即ち当該パソコンプログラムはユーザーが提供したアップロード享有の電子ファイルが合法的に許諾されたものであるかについて確認または選択することができない）。ところが、彼らは共に「Foxy」パソコンプログラムのユーザーが一旦当該パソコンプログラムを使用し、楽曲、映画等の電子ファイルをダウンロードした場合、前記方式でアップロード享有が強制で提供され、その他の不特定の「Foxy」パソコンプログラムのユーザーが当該パソコンプログラムを執行すると、「Foxy」サイトにアクセスし、且つホームページの「検索」欄にダウンロードしたい音楽または映画等の電子ファイル名称を入れた後、アップロード享有が提供された電子ファイルを自由にダウンロードでき、無断で公開伝達の結果が生じる可能性があるとして予見した。しかし彼らは「Foxy」パソコンプログラムのユーザーが「Foxy」サイトにアクセスし、当該サイトの閲覧数を引き上げ、これで広告利益を計算する基礎とし（即ち「Foxy」サイトの閲覧数）、より高額な広告利益を獲得するために、共同でその発生を予測し、その発生は彼らの本意に違背しないという無断で公開伝達する不確定な犯意聯絡に基づき、楊朝雨が資金を提供し、丁○○が実際に経営を担当した景昌公司是 2006 年 7 月頃の某日から「Foxy」サイトを経営し、且つ当該サイト等の処で不特定のユーザーが無料でダウンロードすることに「Foxy」パソコンプログラムを提供する外、且つ当該パソコンプログラムを一旦ユーザーが設置し、当該パソコンプログラムを執行すると、直ちに自動的に前

記「Foxy」サイトにアクセスし（ユーザーも始めて当該パソコンプログラムを利用し「検索」、「ダウンロード」を執行することができる）、更に当該サイトのカウンタープログラムで自動的に閲覧数を計算し、広告利益配分の基礎とし、これにより高額な広告利益を取得し、不特定の多数の「Foxy」パソコンプログラムを使用していた事情が知らなかったユーザーはそれぞれ附表一に示す通りの楽曲（録音著作）及び附表二に示す通りの映画（視聴著作）の電子ファイルをダウンロードした後（注：前記録音著作、視聴著作の名称、著作財産権者はそれぞれ附表一、二に示す通り）、同時にアップロード享有が強制で提供され、当該電子ファイルをダウンロードしたいその他の不特定の「Foxy」ユーザーでも各自の選択時間、地点で当該電子ファイルをダウンロードすることができ、無断で公開伝達した結果が発生した。

## 二 両方当事者の請求内容

（略、判決理由を参照）

## 三 本件の争点

被告は「Foxy」サイト経営に参加したかどうか？無断で公開伝達したかどうか？インターネットを通じて他人の著作を複製し、著作財産権を侵害したものを公衆に供することを意図したかどうか、著作を複製したパソコンプログラムを公衆に提供し、利益を受けた部分があったかどうか？

## 四 判決理由の要約

(一)被告丁〇〇が「Foxy」サイトを経営した部分：

楊朝雨には確かに「Foxy」サイトに資金を提供し、経営を被告丁〇〇に任せた事実があったので、いかに「Foxy」の広告委託の契約締結に積極的で、且つ強力的なリーダー的地位にあったので、本件の犯行について、当然被告丁〇〇一人だけが参与したと認定する合理的な解釈がなく、楊朝雨と共同で行ったことが明らかである。これは被告丁〇〇がその後、本裁判所での審理時に再三、楊朝雨が私の名前だけを借りて経営した云々と弁解したことを参考し、その弁解した「名前だけを借りたこと」が信用できないが、楊朝雨が経営を被告丁〇〇に委託したことは、前記二名の証人の証言と一致しているため、根拠がないはずがなく、更に被告丁〇〇は楊朝雨と共同で本件の犯行をしたことに錯誤がない。

(二)無断で公開伝達した部分：

被告丁〇〇は、「Foxy」パソコンプログラムは私が開発したのではなく、ソフトをよく知らず、このパソコンプログラムにアップロード強制享有の機能があるかどうかについても知らない云々と弁解したが、調べたところ、被告丁〇〇は確かに「Foxy」パソコンプログラムの研究・開発に参加した事実があり、被告丁〇〇の警察当局、取調べでの証言の外（南調ファイル第2頁、96年度偵字第14513号ファイル第7、132頁を参照）、証人己〇〇も取調べに「Foxy」パソコンプログラムは楊朝雨の威信誠会社が提供したもので、被告丁〇〇も一部のソースコードを修正したこと等（偵三ファイル第13頁を参照）と証言したので、被告丁〇〇は確かに「Foxy」パソコンプログラムの研究・開発に参加したことに間違いがなく、本裁判所での審理時に当該パソコンプログラムの開発を否認し、且つ証人己〇〇はその後本裁判所での審理時に被告丁〇〇が研究・開発に参加しない云々と改めて証称したことは（本裁判所ファイル第197頁裏面を参照）、いずれも事後の責任の言い逃れに過ぎないので、信用できない。

被告丁〇〇と楊朝雨は「Foxy」パソコンプログラムに前記の強制享有の機能があることを知り、且つ設置過程において、この機能をユーザーに告知せず、明らかに事情が知らなかった「Foxy」パソコンプログラムのユーザーを利用し、そのダウンロードした電子ファイルをアップロードしその他のユーザーを享有させ、被告丁〇〇等は「Foxy」パソコンプログラムにユーザーが許諾を得ない電子ファイルをその他のユーザーに享有させることを防止または選択する機能がないと知っていたことは、被告丁〇〇が警察当局での取調べに明確に供述し（南調ファイル第3頁、96年度偵字第14513号ファイル第263頁を参照）、被告丁〇〇と楊朝雨はそれを知りながら、事情が知らなかった「Foxy」パソコンプログラムのユーザーが許諾を得ない楽曲、映画等の電子ファイル（即ち録音著作または視聴著作等）を、その他の不特定の「Foxy」パソコンプログラムのユーザーが各自選択した時間、地点でのダウンロードに提供することは、予見していたはずなのに、経営していた「Foxy」サイトの広告収益等の利益を得るために、不特定の人が無料でダウンロード、設置、使用することに「Foxy」パソコン

ログラムを提供し、前記無断で公開伝達した結果が発生することを容認し、被告丁〇〇と楊朝雨との間にこの不確定な故意の犯意聯絡があることが明らかである。

(三)インターネットを通じて他人の著作を複製し、著作財産権を侵害し、著作を複製したパソコンプログラムを公衆に提供し、利益を受けることを意図した部分：弁護人は再三、ユーザーが「Foxy」パソコンプログラムを設置する過程で、画面に現れる許諾契約に「Foxyは著作権を尊重するようユーザーに呼びかけ、Foxyユーザー本人、特に情報及び内容の提供者は、知的財産権保護及びその他の関連法律、法規及び拘束力のある規約文書を守ることに同意すること等が記載され、「Foxy」サイトで提供された「Foxy」パソコンプログラムは、公衆が当該プログラムを利用し他人の著作財産権を侵害する犯意を誘発することはないと認定した。しかし調べたところ、一般的にパソコンプログラムを設置した経験では、画面に現れる許諾契約等の制式画面及び選択項は、通常見落とし、または注意せずに、即ち直接「同意する」、更に「次へ」の指令を選択する。よって「Foxy」パソコンプログラムにあるこの許諾契約の制式化選択は、被告丁〇〇等が選択した前記広告誘発方式で、生じる公衆が他人の著作財産権を侵害する強烈な動機または企みを阻止、防止または中断することに役に立つか否かについて、当然疑問が無いわけでもないので、「Foxy」パソコンプログラムの設置画面に「許諾契約」の文字記載で、被告丁〇〇等が前述の広告で公衆を誘発し、インターネットを通じて他人の著作財産権を侵害する犯行を排除することができない。言い換えれば、もし被告丁〇〇等に前記不法な意図がなかった場合、ユーザーが無断で他人の著作財産権を侵害すると誤って報道されることを避けるために、広告宣伝で「Foxy」パソコンプログラムを強かに推薦すると同時に、当該広告の宣伝に「但し他人の著作財産権を侵害してはならない」またはこの事項に関する内容を注意するようユーザーに呼びかけなければならないが、被告丁〇〇等はこうとはせずに、一方、広告の宣伝で「ファイルが簡単に手に入る」と強調し、ファイルの取得は合法的に許諾されるか否かについて無視し、一方、当該パソコンプログラムを設置する過程で、制式化、人の注意を引かない許諾契約の画面で関連法令規定を注意するようユーザーに呼びかけただけなので、両方比較の下では、これらの不法の意図の成立を阻止することができない。よって弁護人の抗弁は、明らかに信用できない。

中華民國 99 年 3 月 19 日  
刑事第二十一庭 裁判官 陳信旗

## 五 関連条文抜粋

### 著作権法第 92 条

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公開伝送、公開展示、改作、編集又は貸与することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 75 万台湾ドル以下の罰金を科し又はこれを併科する。

### 著作権法第 87 条

次の各号のいずれかに該当するときは、この法律に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版權（出版権）を侵害したものとみなす。

- 一、作者の名譽を侵害する方法でその著作物を利用した場合。
- 二、出版権の侵害に係るものであることを明らかに知っていながら、それを頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していた場合。
- 三、著作財産権者又は出版権者から複製についての許諾を受けない複製物又は出版物を輸入した場合。
- 四、著作財産権者の同意を得ないで著作物の原作品若しくはその複製物を輸入した場合。
- 五、コンピュータプログラムに関する著作財産権の侵害にかかわる複製物を営業に使用した場合
- 六、作財産権侵害に係るものであることを明らかに知りながら、所有権の移転若しくは貸与以外の方法により頒布し、又は著作財産権侵害に係るものであることを明らかに知りながら、頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していた場合。
- 七、著作財産権者の同意若しくは許諾を得ないで、公衆がインターネットを通じて他人の著作物を公開伝達し若しくは複製して著作財産権を侵害するのに供用することを意図して、公

衆に著作物の公開伝達、若しくは複製ができるコンピュータプログラム又はその他の技術を提供し、利益を受けた場合。  
前項第七号の行為者は広告その他の積極的な措置をとり、公衆がコンピュータプログラムその他の技術を利用して著作財産権を侵害することを教唆し、誘導し、扇動し、説得した者は、同号にいう意図を有するものとする。

#### 著作権法第 93 条

次の各号のいずれかに該当するときは、2 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 50 万台以下以下の罰金を科し、又はこれを併科する。:

- 一、第 15 条から第 17 条までの規定の定める著作人格権を侵害した場合。
- 二、第 70 条の規定に違反した場合。
- 三、第 87 条第 1 項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかの方法により他人の著作権を侵害した場合。但し、第 91 条ノ 1 第 2 項及び第 3 項の定める場合は、この限りでない。
- 四、第 87 条第 1 項第七号に違反した場合。

#### 著作権法第 101 条

法人の代表者、法人若しくは自然人の代理人、被用者その他の従業員が、業務の遂行により第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条ノ 1 までの罪を犯したときは、各当該規定により行為者を処罰するほか、当該法人若しくは自然人に対しても各該当条文に定める罰金を科する。前項の行為者、法人又は自然人の一方に対して為した告訴又は告訴の取り下げは、他方にも効力が及ぶ。



台灣國際專利法律事務所

#### 事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

#### 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

---

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2012 TIPLo, All Rights Reserved.